

平成 27 年度後期（第 3 期）官民協働海外留学支援制度
～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～ 地域人材コース
「熊本と世界をつなぐ」グローバル人材育成事業」
募 集 要 項

熊本の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する熊本地域グローバル人材育成事業実施協議会では、平成 27 年度後期（第 3 期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」の派遣留学生となる学生を募集します。

<官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～について>

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～（以下「本制度」という。）は、平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」に基づき、官民が協力して海外留学を支援するために創設された「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業からの支援により、独立行政法人日本学生支援機構が、“産業界を中心に社会で求められる人材”、“世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材”の育成という観点から支援するのにふさわしい学生を募集し、奨学金等を支給する制度です。

本制度は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在籍する日本人学生等に対し、諸外国への留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修の提供、及び留学後の継続的な学習や交流の場としての留学生のネットワークの提供を行います。

本制度では、「日本再興戦略」や産業界の意向を踏まえ、実践的な学びを焦点に、自然科学系分野、複合・融合分野における留学、新興国への留学、諸外国におけるトップレベルの大学等への留学、将来日本の各地域で活躍することを希望し留学する学生であって、人物に優れ、かつ、経済的支援が必要である学生を支援します。また、学生の海外留学を促進するという観点から、各領域でリーダーシップを発揮する多様な人材を支援すると同時に、支援を受けた学生が留学の前後を通じて留学の意義や成果を積極的に発信等することで、海外留学の機運を高めることを目的としています。

申請コース等の詳細については、本制度の募集要項（別添）及び以下のウェブサイトを参照してください。

- ・トビタテ！留学 JAPAN ウェブサイト：<http://www.tobitate.mext.go.jp/index.html>
- ・日本代表プログラムウェブサイト：<https://tobitate.jasso.go.jp/>

<「地域人材コース」について>

地域人材コース（以下「本コース」という。）は、海外留学と地域企業等でのインターンシップを組み合わせた地域独自のプログラムを通じて、地域の活性化に貢献し、地域に定着す

る意欲のあるグローバル人材（グローバル人材）の育成を目的としています。プログラムの企画・運営等は、地域の企業、地方公共団体、高等教育機関等により構成されるコンソーシアム（地域協議会）が主体となって行います。したがって、本コースの対象となる学生の要件、プログラムの内容、募集・選考方法等は地域（都道府県、政令指定都市又は中核市）の産学官が連携して実施する「地域事業」ごとに異なります。

日本学生支援機構は、採択された地域事業への立ち上げ支援として、地域の資金拠出額に応じて、学生に対する奨学金等及び地域において本プログラムを運営するための資金の一部を支援します。

また、本コースで採用された学生は、「日本代表プログラム」の派遣留学生として、本制度の学生コミュニティや事前事後研修等に参加することになります。

本募集要項は、熊本の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する熊本地域グローバル人材育成事業実施協議会（以下「本協議会」という。）が実施する「熊本と世界をつなぐ」グローバル人材育成事業（以下「本事業」という。）で募集する派遣留学生の要件やプログラムの内容等を定めたものです。

記

1. 趣旨

本格的な人口減少社会の到来や急速な少子高齢化の進展により、労働力人口の減少や生産・消費の規模縮小など、県内経済に及ぼす影響が懸念されています。一方、国境を超えた経済活動の活発化や高度情報化社会の進展により、世界中の多くの人・物・情報が行き来する、社会経済のグローバル化・高度化も急速に進んでいます。

そのような情勢の中、本県においても、世界を相手に自らの魅力を発信し、国際的に通用する競争力を更に向上させるとともに、東アジアの中央に位置する地理的優位性を生かし、世界の成長センターとしてグローバル経済をけん引するアジア諸国との関係を深めるなど、アジア等世界の活力を熊本に呼び込み、地域の活性化につなげていくことが求められています。

このような中、本事業により、海外での「異文化体験」や「実践活動」を焦点にした留学を支援するとともに、国内におけるインターンシップの機会を提供することで、国際的な視野を持って世界を相手に自らの力を発揮することができる、本県と世界との架け橋となる人材を育成することを目的としています。

2. 事業の概要

本事業は、本県の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在籍する日本人学生等に対し、諸外国への留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給するとともに、地元企業でのインターンシップの機会を提供することで、地域に根差したグローバル人材の育成を目的としています。

さらに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修（以下「事前・事後研修」という。）、

及び留学後の継続的な学習や交流の場としての留学生のネットワークの提供を行います。

本事業においては、学生自ら立案する多様な留学プロジェクトを支援するだけでなく、本県の行政や企業の海外事務所等を拠点として、学生自ら現地でのマーケティング調査、進出を希望する地元企業と海外市場とのマッチング支援などの地域独自の海外での実践活動の場を提供し、将来の熊本の発展に貢献することを希望する学生であって、人物に優れ、かつ、経済的支援が必要である学生を支援します。また、学生の海外留学を促進するという観点から、地域においてリーダーシップを発揮する多様な人材を支援すると同時に、支援を受けた学生が留学の前後を通じて留学の意義や成果を積極的に発信等することで、海外留学の機運を高めることを目的としています。

3. 求める人材像

本制度では次のような人材を支援します。

- (1) 日本人学生等であって、将来のグローバルリーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身につけようという意欲を有する人材
 - ・ 世界の人々との交流を通じた経験から学ぼうとする意欲
 - ・ 社会のために貢献したいという高い志
 - ・ 自らの志を具体化するための思考力と行動力
 - ・ 失敗から試行錯誤しながらも挑戦し続ける強い精神力
 - ・ 様々なことに好奇心、探究心を有し、未知の領域に対しても果敢に挑戦する姿勢
 - ・ 集団活動においてイニシアティブをとり、周囲を巻き込む能力
- (2) グローバル企業や国際機関等における活動を始め、世界で活躍したいという意欲、又は日本において日本の良さ、地域の良さを世界に発信し、日本から世界に貢献したいという意欲を有する人材
- (3) 本制度で実施する事前・事後研修や留学生ネットワーク等における教育課題や本制度における諸活動（独自の情報システムを通じた企業や学生等との交流、留学活動の内容や成果を広く社会に発信する活動等）に主体的に参画する人材
- (4) 本制度における経験を生かし、在籍大学等を卒業後、熊本の企業等に就職する等、将来の熊本の発展に貢献することを希望する人材
- (5) 将来の本県とアジア諸国をはじめとする世界各国との架け橋となり、自らの手で新たな産業の創出や販路開拓による国際競争力の向上、国際交流の更なる促進と拡大につなげようとする意欲を有する人材

4. 定義

この要項において、「派遣留学生」とは、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）（以下「在籍大学等」という。）に在籍する学生で本制度により奨学金等の支援を受ける学生をいいます。

5. 支援の対象

(1) プログラムの内容

将来、本県とアジア等世界各国との架け橋となり、本県産業をけん引し、新たな産業の創出や販路開拓による国際競争力の向上、さらには国際交流の更なる促進と拡大を目的とした、実践的な留学及び国内でのインターンシップを組み合わせたプログラムを支援します。

支援するプログラムは以下の2種類です。

(a) 地域協議会で設定する課題や海外での活動拠点を活用したプログラム（下記①～③）

(b) 上記目的に沿って、学生自らが企画・立案する、海外留学及び事前・事後インターンシップを組み合わせたプログラム

※なお、上記のいずれのプログラムも下記(2)(3)の申請要件を満たす必要があります。

〔(a) 地域協議会で設定するプログラム〕

① 熊本と上海をつなぐ“ビジネスマッチングプロジェクト”

【課題】

実際の商談会等への参加や直接現地の民間企業などを訪問し、現地企業のニーズ調査を行い、熊本と上海の企業のマッチング支援等を経験することで、新たなビジネス展開の可能性を探る。

【海外での活動拠点】

熊本上海事務所及び肥後銀行上海駐在員事務所など進出企業の海外拠点先

【事前・事後インターンシップ】

(株)肥後銀行 他

② 熊本と中国をつなぐ“観光客増大プロジェクト”

【課題】

中国における観光ニーズ等を把握し、本県への中国人観光客増加につながる、新商品やサービスを企画・開発する

【海外での活動拠点】

自治体国際化協会北京事務所

【事前・事後インターンシップ（国内）】

九州産業交通ホールディングス(株) 他

③ 熊本とマレーシアをつなぐ“熊本良品販路開拓プロジェクト”

【課題】

マレーシアにおける熊本産品の販売拠点として、現地ニーズの把握や熊本産品の販売可能性を調査し、新たな販路開拓につなげる

【海外での活動拠点】

(株)日本リモナイトマレーシア法人

【事前・事後インターンシップ（国内）】

(株)日本リモナイト 等

※ 応募にあたっては、海外での活動内容や時期等について、海外での活動拠点及び国内でのインターンシップ企業と協議のうえ、プログラムを計画してください。

なお、上記①～③のプロジェクトの一部を学生自らが企画・立案した計画に変更したプログラムも応募可能です。

※ 上記のいずれのプロジェクトにおいても、留学先における受入れ機関（以下「留学先機関」という。）が存在する必要があります。

(2) 留学計画の申請要件

支援の対象とする留学計画は次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- ① 平成 27 年 8 月 21 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に諸外国において留学が開始される計画。ただし、留学開始前に日本で開催される事前研修に参加できる計画に限る。
- ② 諸外国における留学期間が 28 日以上 2 年以内（3 か月以上推奨）の計画。
- ③ 留学先における留学先機関が存在している計画。
- ④ 在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画。
- ⑤ 実践活動が含まれている計画。

※留学期間とは、実際の授業や実習の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国にかかる期間は留学期間に含まれません。

※語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。

※受入れ機関との接触状況を証明する書類等の提出は必須ではありません。

(3) 事前・事後インターンシップ計画の申請要件

- ① 留学前後の 20 日以上インターンシップであること。（事前・事後両方行うことも、いずれか一方のみ行うことも可能。また連続でなくても可能）
- ② 熊本県内に所在地を有する企業でのインターンシップであること。
- ③ インターンシップ計画と留学計画の目的が連動していること。
- ④ 受入企業の内諾を得ていること。

※地域協議会で提供するインターンシップ受入可能な企業の一覧については各大学に配布しておりますので、各大学へご相談ください。一覧以外の企業へのインターンシップも可能です。

6. 派遣留学生の選考における審査の観点

本制度の審査は、“産業界を中心に社会で求められる人材”、“国際的な視野を持って世界を相手に自らの力を発揮することができる、本県と世界との架け橋となる人材”を育成するという観点を審査の基本方針として行います。

(1) 求める人材

本要項の「3. 求める人材像」で示したような人材であること。

(2) プログラム

1) プログラムの目的、達成目標

① 明確な目的、達成目標の設定

- ・審査の基本方針に応じた目的、達成目標が明確に設定されていること。

② 達成目標の適切性

- ・プログラムの達成目標が適切に設定されていること。

③ 申請コースの適切性

- ・申請コース（地域人材コース）に応じた目的、達成目標が明確に設定されていること。

2) プログラムの内容（計画の妥当性）

① プログラムの目的、達成目標との整合性、妥当性

- ・プログラムの内容やスケジュールが、プログラムの目的や目標を達成するに当たって適切であること。（留学期間3 か月以上推奨）
- ・留学先機関が、プログラムの目的や目標を達成するに当たって適切であること。
- ・プログラムが、申請コース（地域人材コース）の形態に応じた内容であること。

② 学修の成果及びその測定方法

- ・留学による学修の成果及びその測定方法の内容が、留学中の学修・実践活動からみて適切であること。（留学による単位取得の状況等）

3) 実践的な取組

- ・実践活動の内容が、インターンシップ、ボランティア、フィールドワーク、プロジェクトベースラーニングでの活動等、座学や知識の蓄積型ではない活動であること。
- ・実践活動の内容が、審査の基本方針に応じた内容であること。

4) 国内インターンシップ

- ・国内インターンシップの受入先、活動内容が、プログラムの目的や目標を達成するに当たっての適切であること

5) プログラムの発展性

- ・プログラムによる活動で得た成果を将来的に産業界を中心に活用できるようなビジョン、取組があること。また、そのビジョンや取組が審査の基本方針に応じたものであること。

6) プログラムの実現可能性

- ・プログラムの実現可能性が高い計画であること。

※留学先機関の受入れ許可証等や既に留学先機関と接触が始まっていることがわかるメール文等、留学計画及び国内インターンシップの実現性を高めることを証明できる文書の写しがある場合は加算対象とします。また面接審査において留学先機関及び国内インターンシップ受入先への接触状況を確認する場合があります。

- ・留学準備の内容やスケジュールが、留学計画を実現するに当たり適切であること。

7. 支援の内容（詳細は「別紙1」参照）

派遣留学生には、奨学金、留学準備金及び授業料（以下「奨学金等」という。）が支給されます。

(1) 奨学金等の内訳

1) 奨学金月額：

指定都市 200,000 円

甲地区 160,000 円（北米、欧州、中近東（一部地域を除く））

乙地区 140,000 円（指定都市、甲地区、丙地区以外）

丙地区 120,000 円（アジア（一部地域を除く）、中南米、アフリカ）

2) 留学準備金：

①事前・事後研修等参加費

- ・事前オリエンテーション・事後報告会参加のための国内旅費の一部

- ・事前・事後研修参加のための国内旅費の一部

※事前・事後研修は2地区（関東・関西）で開催予定です。開催時期、参加会場については、在籍大学等及び本人宛てに別途通知します。

※派遣留学生が主たる学修活動を行う在籍大学等のキャンパスが位置する都道府県に応じて、別紙2のとおり参加費を支給します。

②往復渡航費の一部

本制度による留学のための渡航・帰国のため旅費の一部

アジア地域 100,000 円

上記以外の地域 200,000 円

※他団体等から渡航・帰国にかかる支援を受ける場合は、往復渡航費は支給されません。

3) 授業料：

留学先機関における授業料相当額（学費・登録料）

※留学期間によって支給額が変更し、以下の通り授業料が支給されます。

- | | |
|-----------|--------------|
| ①1年以内の留学 | 上限 300,000 円 |
| ②1年を超える留学 | 上限 600,000 円 |

※学生交流に関する協定等により、留学先機関において授業料不徴収又は全額免除となっている場合は支給されません。授業料一部免除の場合は、授業料から免除分を除いた差額が支給対象となります。

※海外の留学先機関が本人宛てに発行した請求書をもって授業料相当額を支払います。ただし、大学間交流協定に基づく交換留学による場合で、留学先機関から在籍大学等宛てに請求があり、その請求に基づき在籍大学等から本人宛てに請求を行う場合は、その請求書に基づき授業料相当額を支払います。

※授業料相当額（学費・登録料）が明確に区分できない場合は支給されません。

※宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学幹旋（あっせん）業者手数料は授業料相当額に含みません。

(2) 奨学金の支給基準

留学開始月と留学終了月以外の期間は、月額支給とします。

留学開始月及び留学終了月については、それぞれの月の留学日数の計によって、下記のとおり支給されます。

留学日数計	開始月	終了月
15 日未満	×	×
15 日以上 45 日未満	○	×
45 日以上	○	○

※ただし、留学期間が 28 日未満の場合は、支援の対象外となります。

(3) 奨学金等の支給方法

派遣留学生への奨学金等の支給は在籍大学等を通じて行います。

留学期間中は、奨学金を受給のために、毎月、「月次留学計画進捗報告書兼在籍確認証明書」を在籍大学等に提出し、前月の学修活動と留学先機関での在籍の確認を報告する必要がありますので、在籍大学等との連絡を密にできるようにしてください。事務手続等の詳細は追って別文書にて案内します。

8. 支援予定人数

計画人数：計 6 名（予定）

※実際の支援人数は、応募・審査の状況等により変動します。

9. 派遣留学生の要件

本制度で支援する派遣留学生とは、日本国籍を有する学生又は日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(12)に掲げる要件を全て満たす学生になります。

- (1) 本制度で実施する事前・事後研修及び留学生ネットワーク（支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する学生
- (2) 日本の在籍大学等において、学位取得を目的とした課程に在籍する学生
- (3) 日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学先機関が受入れを許可する学生
- (4) 日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生
- (5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生
- (6) 留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生
- (7) 平成27年4月1日現在の年齢が30歳以下である学生
- (8) インターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける場合は、その平均月額が、本制度による奨学金の支給月額を超えない学生
- (9) 本制度の第1、2期派遣留学生でない学生
- (10) 本制度の平成27年度後期（第3期）の他の申請コース（①自然科学系、複合・融合系人材コース、②新興国コース、③世界トップレベル大学等コース、④多様性人材コース）に応募していない学生（既に上記4コースのいずれかに応募しており、本コースへの応募を希望する学生は、上記4コースの応募を取り下げることが可能）
また、本事業では、上記の要件に加え、次の要件を満たす学生が対象となります。
- (11) 本県の大学等に在籍する学生、若しくは本県に本籍を有し又は本県の高等学校を卒業し、現在本県以外の大学等に在籍する学生
- (12) 在籍大学等を卒業後、熊本の企業等に就職する等、将来の熊本の発展に貢献することを希望する学生

※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認すること。

※日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）との併給はできません。

※日本学生支援機構が実施する第一種奨学金の貸与を受けている者は本制度の奨学金と併給が可能です。休止を希望する場合、在籍大学の担当部署にて手続きを行ってください。

10. 派遣留学生を支援することができる在籍大学等の要件

派遣留学生を支援することができる在籍大学等は、次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす必要があります。不明な点があれば、在籍大学等の留学生担当部署等に確認してください。

- (1) 留学中の派遣留学生の学修・実践活動状況を適切に管理する体制がとられていること。
- (2) 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。
- (3) 派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

11. 応募学生申請書類の作成及び提出

応募学生は、下記(1)で示した(熊本県ホームページ)から、(2)に定める応募学生作成書類の様式をダウンロードして作成し、在籍大学等に提出してください。

なお、申請される留学計画は在籍大学等により学修活動として認められる必要がありますので、在籍大学等の留学生担当部署等に相談の上、作成を進めてください。

(1) 熊本県ホームページ

ホーム>分類から探す>観光・文化・国際>国際交流>留学生支援>トビタテ！留学 JAPAN

(2) 応募学生申請書類

①平成 27 年度後期（第 3 期）官民協働海外留学支援制度留学計画書＜熊本県＞

（様式 1） … 1 部

②留学先機関の受入れ許可証等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し … 1 部

※②については、申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。

※①②については、紙媒体に加え、電子媒体も併せて提出してください。

(3) 在籍大学等への提出期限

在籍大学等への提出期限は在籍大学等によって設定されますので、在籍大学等の留学生担当部署等に直接確認してください。

※申請書類（紙媒体）は全て A4 サイズに統一して作成してください。

※申請書類（紙媒体・電子媒体）は日本語表記としてください。

※電子媒体に関しては、1 ファイル当たりデータ量を 2 MB 以内におさえて作成してください。

※申請書類（紙媒体・電子媒体）の作成に当たっては、様式等を参照の上、作成してください。

欠落（不足）や記入漏れ等があった場合は、審査の対象とならない場合があります。

12. 申請書類の提出から支援までの流れ（予定）

在籍大学への提出期限：在籍大学で設定された期限

地域協議会への提出期限：平成 27 年 5 月 8 日（金）17 時必着

書面審査（一次審査）：平成 27 年 5 月中旬
書面審査結果の通知：平成 27 年 5 月下旬
在籍大学等を通じ、応募学生宛てに通知します。
合格者には、面接審査の日程等詳細についても併せて通知します。

面接審査（二次審査）：平成 27 年 6 月上旬

採否結果の通知：平成 27 年 6 月中旬～下旬

事前オリエンテーション：平成 27 年 7 月中旬

事前研修：平成 27 年 7 月下旬～8 月中旬、12 月上旬（予定）
場所：関東、関西（予定）
※留学前に参加可能な時期で 1 回参加していただきます。

支援の開始：平成 27 年 8 月 21 日（金）

事後報告会：年 1 回の開催を予定しています。
開催時期等は別途お知らせします

※ 国内での事前・事後インターンシップ及び海外留学は、支援開始後に実施していただくことになります。

13. 留学状況報告書の提出

派遣留学生は、留学終了後に留学状況報告書を本協議会に提出する必要があります。提出様式、提出方法についての詳細は追って別文書にて案内します。

14. 留学計画等の変更

採用決定後に、在籍大学等、留学先機関、渡航先、天災、病気等のやむを得ない事情により、留学の時期や留学先機関等に変更が生じ、留学計画の内容及び支給月数に影響を及ぼすことが明らかになった場合、派遣留学生は在籍大学等を通じて速やかに本協議会に変更申請の手続きをとる必要があります。なお、変更にあたる支援額の増額変更は、原則として認められません。

※選考期間中に変更が生じた場合であっても、計画変更の手続きは採用決定後になります。
変更後の計画内容によっては、再審査の対象となり計画変更が承認されず、採用取消しに

なる場合もありますので御留意ください。

15. 採用取消し又は支援の打ち切り等

本協議会は、以下のような場合に、派遣留学生として採用後も派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「5. (2) 留学計画の申請要件」「9. 派遣留学生の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 留学先機関において懲戒処分を受ける等留学の中止が適当であると認められた場合
- (3) 採択された留学計画内容に大幅な変更がある場合であって、再審査の結果不採択と判定された場合や、自己都合によりプログラムの途中で辞退する場合
- (4) 計画内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- (5) 学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと本協議会が判断した場合

16. その他留意事項等

派遣留学生は、留学に当たって現地の安全情報に十分注意し、留学後も随時状況確認ができるよう、在籍大学等や留学先機関と連絡を密にするようにしてください。留学に関する情報収集の手段として、日本学生支援機構ホームページ等を活用できます。

[留学情報等照会先]

○独立行政法人日本学生支援機構

ホームページ http://www.jasso.go.jp/study_a/oversea_info.html

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全担当）」の情報提供サービス等を活用してください。なお、留学先国（地域）の状況から安全な留学が困難と認められる場合は、派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

また、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください（海外に3か月以上滞在する場合は在留届の提出が義務付けられています）。在留期間が3か月未満の場合についても、「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けられるので登録をするようにしてください。（たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）

[海外安全情報等照会先]

○外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全担当）

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1 （外務省庁舎内）

TEL：（代表）03-3580-3311（内線 2902、2903）

ホームページ http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

17. 障害のある学生について

障害のある学生で、本制度に申請するに当たり支援を希望する場合は事前に在籍大学等を通じて、本協議会に御相談ください。

18. 個人情報の取り扱いについて

本制度の募集や採用等に係り提出された個人情報は、本制度のために利用されます。この利用目的の適正な範囲において、日本学生支援機構、大学等教育機関、在外公館、行政機関、公益法人及び業務委託先等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

19. 在籍大学等からの照会先

※応募学生はすべて在籍大学等を通じて各手続及び質問等を行ってください。

熊本地域グローバル人材育成事業実施協議会事務局

(熊本県企画振興部企画課)

〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1

電 話 : 096-333-2018 F A X : 096-382-4066

メール : kikaku@pref.kumamoto.lg.jp

受付時間 : 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 (正午から午後 1 時を除く)

支援内容(奨学金等)

区分	支援内容	支給内容	支給時期												
短期	奨学金	○留学先地域により次の4つに区分 指定都市 200,000 円 甲地区 160,000 円(北米、欧州、中近東(一部地域を除く)) 乙地区 140,000 円(指定都市、甲地方、丙地方以外) 丙地区 120,000 円(アジア(一部地域を除く)、中南米、アフリカ) ※留学開始月と留学終了月以外の期間は、月額支給とする。 ※留学開始月及び留学終了月については、それぞれの月の留学日数の計によって、下記のとおり支給される。 <table><tr><td>留学日数計</td><td>開始月</td><td>終了月</td></tr><tr><td>15日未満</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td>15日以上45日未満</td><td>○</td><td>×</td></tr><tr><td>45日以上</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> ※ただし、留学期間が28日未満の場合は、支援の対象外となる。	留学日数計	開始月	終了月	15日未満	×	×	15日以上45日未満	○	×	45日以上	○	○	原則、当該月に支給
	留学日数計	開始月	終了月												
	15日未満	×	×												
	15日以上45日未満	○	×												
45日以上	○	○													
○事前・事後研修参加費	・事前オリエンテーション・事後報告会参加のための国内旅費の一部 ・日本代表プログラムの事前・事後研修参加のための国内旅費の一部 ※事前・事後研修は2地区(関東・関西)で開催予定。開催時期、参加会場については、在籍大学等及び本人宛てに別途通知する。 ※在籍する大学等のキャンパスが位置する都道府県に応じて、別紙2のとおり参加費を支給する。	各研修参加後に支給													
○往復渡航費	留学先への渡航及び帰国のための往復渡航費の一部 アジア地域 100,000 円 (アフガニスタン、インド、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス) 上記以外の地域 200,000 円 ※他団体等から渡航・帰国にかかる支援を受ける場合は、往復渡航費は支給されません。	原則、渡航前に支給													
	○留学先における授業料相当額(学費・登録料)	①1年以内の留学 上限300,000円 ②1年を超える留学 上限600,000円 ※学生交流に関する協定等により、留学先機関において授業料不徴収又は全額免除となっている場合は支給されません。授業料一部免除の場合は、授業料から免除分を除いた差額が支給対象となります。 ※海外の留学先機関が本人宛てに発行した請求書をもって授業料相当額を支払います。ただし、大学間交流協定に基づく交換留学による場合で、留学先機関から在籍大学等宛てに請求があり、その請求に基づき在籍大学等から本人宛てに請求を行う場合は、その請求書に基づき授業料相当額を支払います。 ※授業料相当額(学費・登録料)が明確に区分できない場合は支給されません。 ※宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋業者手数料は授業料相当額に含みません。	原則、留学開始前に支給												

(注)派遣留学生への奨学金等の支給は在籍大学等を通じて、それぞれ以下のとおり行う。なお、奨学金については、在籍大学等において毎月(回)在籍確認を行った上で行う。

・奨学金

「原則、平成27年度中支給予定分を一括で、熊本地域グローバル人材育成事業実施協議会から在籍大学等へ送金」 → 「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

・留学準備金(事前・事後研修参加費)

「事前・事後研修への参加確認後に、熊本地域グローバル人材育成事業実施協議会から在籍大学等へ送金」 → 「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

・留学準備金(往復渡航費)

「渡航前に、熊本地域グローバル人材育成事業実施協議会から在籍大学等へ送金」 → 「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

・授業料

「原則、奨学金の支給に合わせて、熊本地域グローバル人材育成事業実施協議会から在籍大学等へ送金」 → 「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

事前・事後研修参加費支援内容

会場	大学等(キャンパス)が位置している都道府県	支援内容
関東	北海道、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	50,000円
	鳥取県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、香川県、高知県	40,000円
	青森県、秋田県、広島県	25,000円
	岩手県、福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県	20,000円
	宮城県、山形県、富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県	15,000円
	新潟県、福島県、長野県	10,000円
	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県	5,000円
	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	0円
関西	北海道	60,000円
	青森県、岩手県、秋田県、沖縄県	50,000円
	長崎県、宮崎県	40,000円
	宮城県、山形県、福島県、新潟県、大分県、鹿児島県	30,000円
	栃木県、群馬県、熊本県	25,000円
	茨城県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、福岡県、佐賀県	20,000円
	山梨県、長野県、山口県、愛媛県	15,000円
	富山県、静岡県、広島県、島根県、高知県	10,000円
	福井県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県	5,000円
	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	0円